

國學院大學学術情報リポジトリ

『日本書紀』 β 群の編述順序：
神武紀・景行紀の比較から：
特集『日本書紀』研究の現在と未来

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 瀬間, 正之, Sema, Masayuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000609

『日本書紀』 β 群の編述順序

— 神武紀・景行紀の比較から —

瀬間正之

序

いると言える。また、天照大神の呼称・儀鳳曆の使用などから、 β 群の執筆開始時期が文武朝からであることも、同様に確実視されている。

本稿では β 群の編述順序について、ハツクニシラススメラミコトの呼称とカムヤマトイワレビコ伝承の成立の問題、景行紀と神武紀の類似表現の問題から明らかにしたい。

一 ハツクニシラススメラミコト

古事記撰録一三〇〇年を記念して二〇一二年一月一七日に行われた上代文学会シンポジウム「記紀の成立を考える」(特集・記紀の成立を考える)「上代文学一〇所収」において確認されたように、『日本書紀』が a 群(巻一四～巻二一・巻二三～巻二七)と β 群(巻一～巻一三・巻二二～巻二三・巻二八～巻二九)と巻三〇に区分され、 a 群から書き始められ、 β 群、巻三〇と書き進められていったことは、既に多くの承認を得て

『日本書紀』においてハツクニシラススメラミコトが二人存

する点について、研究史やその訓義も含めて、矢鳥泉氏一九八九・谷口雅博氏二〇〇六が詳細にまとめている。両氏が紹介する通り、崇神帝が事実上最初の天皇であり、神武帝とともに元一体で二つに分かれたとする松本信広氏一九三一以来、皇室の起源を更に古くまで遡らせるために、元々初代天皇として位置付けられていた崇神天皇の前に、神武天皇と欠史八代が加えられた過程で両者にこの呼称が残存したとする説がある。

矢鳥泉氏の説くように、「始馭^二天下^一之天皇」と「御^三肇國^一天皇」の語構成の差異に着目し、前者は初めて天下を治めた天皇であるが、後者は「ハツクニ」を治めた天皇の意であり初代天皇の意ではないと見ることもできる。

改めて、当該条を確認したい。

神武元年正月 二二三頁

辛酉年春正月庚辰朔。天皇即位於橿原宮。……故古語稱之曰。於畝傍之橿原也。太立宮柱於底磐之根。峻峙搏風於高天之原。而始馭天下之天皇。號曰神日本磐余彥火々出見天皇焉。

崇神十二年九月 二四九頁

秋九月甲辰朔己丑。……是以。天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下太平矣。故稱謂御肇國天皇

也。

破線部のように、ともに「故に古語に稱^{はめまう}して」「故^{かれ}、稱^{はめまう}して」とあるように称辞として「ハツクニシラス天皇」が用いられている。

崇神天皇については、『日本書紀』はもちろんのこと、『古事記』『所知初國之御真木天皇』、『常陸國風土記』『初國所知美麻貴天皇』とハツクニシラススメラミコトと記述される。三者とも「初(肇)國「ハツクニ」を所知(御)「シラス」という語構成で一致している。それに対して、神武天皇については『日本書紀』以外にこの名は見えず、語構成は「始めて天下を馭「シラス」」であり、崇神の称辞とは異なっている。

崇神天皇が本来の「ハツクニシラススメラミコト」であり、神武天皇は後から作られて崇神天皇の九代前に加えられた架空の天皇であって、伝説上に成立した非実在的天皇であるとする水野祐氏一九九三・四三頁を踏まえれば、「ハツクニ「初(肇)國」シラス「所知(御)」スメラミコト」を更新して「始めて天下を馭「シラス」天皇」という称辞を初代天皇神武に付与したということが考えられる。即ち、崇神の称辞中の統治範圍「國」を「天下」に拡大したものとと言える。神武紀の述作者がいかなる訓を想定したかはともかく、後に両者とも「ハツクニシラス

スメラミコト」と訓じられるようになる。

「ハツクニシラス」は、以下の孝徳紀詔勅に「ハツクニシラシシ皇祖」と用いられている。

大化三年四月壬午「惟神の道を知らしむる詔」三〇一頁
惟神惟神者、謂隨神道。亦謂自有神道也。我子應治故寄。是以、與天地之初、君臨之國也。自始治國皇祖之時、天下大同、都無彼此者也。既而頃者、始於神名・天皇名々、或別爲臣・連之氏。或別爲造等之色。

拙稿一九九九で指摘したように、孝徳紀詔勅はα群にあつて倭習の集中することから、森博達氏一九九九・二〇六頁は、大化の詔勅はα群の基本的な述作が修了してから、後人によって加筆されたものと解釈している。この詔勅も、「天皇」号も使用される点からも、後人の加筆であることは論を俟たない。

ここでの「始治_レ国皇祖」はその語構成からも「始_レ馭_三天下_一之天皇」を踏まえるもので、「御_三肇國_一天皇」と称される崇神ではなく、神武を指すと考えられる。この称辞が神武にまで及ぼされた後に述作された詔であると考えられる。

以上、崇神の称辞であつた「ハツクニシラススメラミコト」を更新して「始めて天下を馭_レシラス」天皇」という称辞を初代天神神武にも付与したと考えられるが、それは神武伝承がい

つ創られたかという問題と密接に関わる。

二 神武天皇はいつ創られたか

神武天皇が卷五以降で語られるのは継体紀と天武紀上（壬申紀）のみである。継体紀の詔勅には、神武と崇神が列挙される。この詔勅の典拠である『藝文類聚』卷第五十二・治政部上・論政に引かれる後漢崔寔政論（以下ゴシック体で引用）と対照して、これを引けば以下の通りである。（『後漢書』にも引かれるが『藝文類聚』に依拠したと考えられる。『藝文類聚』の利用については、拙著二〇一五、池田昌広氏二〇一八に詳しい。）

継体二四年二月 四三頁

廿四年春二月丁未朔。詔曰。

自磐余彦之帝。水間城之王。皆賴博物之臣。明哲之佐。
自 堯舜之帝。湯武之王。皆賴明哲之佐。博物之臣。
故道臣陳謨。而神日本以盛。大彥申略。而膽瓊殖用隆。
故皋陶陳謀。而唐虞 以興。伊箕作訓。而殷周 以降。
及乎繼體之君。欲立中興之功者。曷嘗不賴賢哲之謨謀乎。
及 繼體之君。欲立中興之功者。曷嘗不賴賢哲之 謨乎。
まず、堯舜を磐余彦（神武）に、湯武を水間城之王（崇神）

に充てて、「皋陶『道臣』」の策謀によって「唐虞（堯）」「神日本（神武）」が隆盛を極め、「伊箕（箕子）」「大彥」が「洪範」和珥坂の少女の歌」を伝えたことによって「殷周の時代」「膽瓊殖（崇神）」は興隆したとする明らかな潤色である。避板のためか、最初に「磐余彦」次に「神日本」とする点は、崇神も「水間城」、「膽瓊殖」とあるのと同様であるが、「日本」の呼称が定着した後に創作された詔勅であることは、『藝文類聚』による潤色の点からも明白である。『藝文類聚』は初唐の武徳7624年の撰であり、この詔勅も編纂時の潤色、それも孝徳紀詔勅と同様に、a群を一通り書き終えた上での加筆である可能性が高い。

続いて、天武紀（壬申紀）の例を挙げれば、以下の通りである。

天武上 元年七月 四〇五頁

高市郡大領高市縣主許梅。倏忽口閉。而不能言也。三日之後。方着神以言。「吾者高市社所居。名事代主神。又身狹社所居。名生靈神者也。」乃顯之曰。「於神日本磐余彦天皇之陵。奉馬及種々兵器。」便亦言。「吾者立皇御孫命之前後。以送奉于不破而還焉。今且立官軍中而守護之。」

高市縣主許梅に事代主神が神憑りして、神武天皇の陵に馬と

兵器の奉納を命じる場面であるが、古典大系四〇五頁頭注・新編全集三四一頁頭注ともに「神日本磐余彦」の名が確実な史料に現れる初出例であるとしている。これについて、水野祐氏一九六七・三二頁は、以下のように述べている。

「神日本磐余彦天皇」は、まさしく神武天皇をさしている。

これがその名の初見である。それゆえ神武天皇は、天武朝ころ壬申の乱の直後に、初代天皇として伝説史上に確定されたのではないか。そして神武東征伝説における熊野迂回作戦や大和平定伝説は、実は天武天皇の壬申の乱における、吉野から伊勢を迂回し、不破から大津へ攻めのぼったという、近江・大和攻略の実戦上の作戦経過をモチーフとして述作されたものであり、神武天皇は、この天武天皇の性格および行動をモデルとして、あらたに誕生せしめられた天皇であると考えられるのである。

この主張からも天武紀から神武紀へという述作順序が見えてくるが、本稿ではさらに文字表現の観点から、景行紀との比較によって、景行紀に学んで神武紀が述作されたことを確認したい。

三 神武紀と景行紀に共通する表現 — 先行説から —

神武紀と景行紀に同一句や類似表現が少なからず認められることについては、既に小島憲之氏一九六二・四五七頁、横田健一氏一九八四、葛西太一氏二〇一八に指摘されるところである。小島憲之氏は、景行紀の「血流至蹠」と神武紀の「流血没蹠」、両者に共通する「勒兵」「鋒刃之威」「則曾不血刃」や、ともに『漢書』高帝紀に典故を持つ類似句の存在から、景行紀と神武紀との類似の筆法を指摘した。

横田健一氏は、神武紀と景行紀のみに現れるものとして、鋒刃之威・蹠・僵を、神武紀・景行紀にも用いられるが他巻にも用いられるものとして、勒兵（神功・漂蕩（神代上・推古・齊明伊吉連博得書）・雄詔（神代上）・嶮）（神功・応神・天武下）などを挙げ、さらに尾張氏・物部氏関係記事を検討した結果、神武紀と景行紀は、共通の筆者ないし編者が、天武朝ないし文武朝に編修・記述したものと推定した上で、それを元に最終的段階では、別の人が巻三・巻七を別々に文飾を加えたと推定した。

葛西太一氏は、以下のように、景行四〇年七月条と神武即位

前紀の文章に類似する表現が存することを指摘した。

景行四〇年七月 三〇二―三〇三頁

村之無長。邑之勿首。各貪封堺。……冬則宿穴。夏則住櫟。

……衣毛飲血。……未染王化。……頼皇靈之威。……今亦

頼神祇之靈。借天皇之威。

神武前紀 一八九頁

猶未霑於王澤。遂使邑有君。村有長。各自分疆。

神武己未三月 二二三頁

頼以皇天之威。巢棲穴住。習俗惟常。

ここではこれらの指摘を踏まえつつ、新たな指摘も加えて、改めて検証してみたいと思う。

1 「無復可行之路。乃棲遑不知其所跋涉。」

以下（ ）内に挙げた古典大系の訓読は異なるが同一文であると考えられる。

神武戊午年六月 一九五頁一九七頁「無復可行之路。乃棲遑不知其所跋涉。（乃ち棲遑^{しじま}ひて其の跋み^しまむ所を知らず）」

※林勉氏原文校訂（底本は寛文版本）は、「棲」に作るが、その校異に拠れば、一峯本・大永本は、「棲」。また「古典大系」「岩波文庫」「新編全集」も。「熟田本」「北野本」「兼石本」「寛文版本」「国史大系」

は「棲」。「集解」は、「文選陸機連珠日徳」「生民」「不能救「棲遯之辱」
と典拠を挙げていることもあり、「棲」。

景行四〇年是歳 三〇九頁「無復可行之路。乃棲遯不知其
所跋涉。(乃ち棲遯^{ひまよ}ひて其の跋涉^ふまむ所を知らず)」

※林勉氏原文校訂は、「棲」に作るが、底本の「寛文版本」は元より「熱
田本」「北野本」「兼右本」「国史大系」「古典大系」「岩波文庫」「棲」。

「集解」「新編全集」は「棲」。

諸本で「棲」「棲」「棲」の異同があるが、「正字通」に「棲、
棲、栖通、从^レ棲爲^レ正」とあり、「棲」「棲」は同義と見られる
が、「棲」は『説文』に「痛也从心妻声」、『集韻』に「悲也」
とあり、「棲」「棲」とは字義を異にする。当該箇所「棲遯」
は熱田本・兼右本では、以下の通りである。

熱田本神武

熱田本景行

兼右本神武

兼右本景行



木偏と手偏は写本では判別し難いところであるが、熱田本神
武紀は明らかに手偏である。「棲」「棲」はいずれにせよ字義は
変わりがなく、今は『集解』に拠り「棲」としておく。

この神武紀・景行紀の同文は、同じ述作者の手によるか、い

ずれかがいずれかを学んで書いたかという関係と見るべきであ
る。

2 「不假鋒刃之威、坐平○○」

神武戊午年九月 二〇一頁

「……飴成。則吾必不假鋒刃之威。坐平天下。(……飴成^{たがね}らは、
吾必^{つばあ}ず鋒刃^{いさむ}の威を假らずして、坐ながら天下を平けむ)」

景行十二年十二月 二九一頁

「……何^{いかで}不假鋒刃之威。坐平其國。(……何^{つばあ}か鋒刃^{いさむ}の威を假らず
して、坐^おづからに其の國を平けむ)」

神武紀・景行紀とも会話文中の表現である。神武紀の「坐」は、
熱田本「自」、伊勢本「イヲノヅカラ」、寛文版本「オナガラ」
で古典大系は寛文版本の訓みを採用している。景行紀の「坐」は
寛文版本の右訓「オナガラニ」左訓「オノツカラ」で、古典大
系は右訓を採用している。

こも、1と同様、神武紀の「天下」を景行紀が「其國」に
書き換えたか、あるいは反対に、神武紀が景行紀を参照して書
かれたかと考えざるを得ない。先述したように、崇神の称辞中
の統治範囲「国」を「天下」に拡大したものが神武の称辞であ
るとすれば、こも後者が有力であると言える。

3

「僵」字は神武紀と景行紀にしか用いられない。

神武己未年二月 二二二頁

「又賊衆戰死而僵屍。枕臂處呼爲類枕田。（戦ひ死せて僵せる屍臂を枕し處を）」国史大系・通釈は「戦ひ死せて屍を僵し臂を枕し處を」と訓んでいる。

景行一八年七月 二九五頁

「時有僵樹。（僵れたる樹）長九百七十丈焉。」

景行一八年七月 二九七頁

「是樹者歷木也。嘗未僵之先。（嘗未だ僵れざる先）」

「僵」は、類聚名義抄に「フセリ・フス・タフル・ノキテ・クヅス・ヲカス」とあり、類似義を有する「仆」は類聚名義抄に「タフル・フス」とあり、『日本書紀』中では以下のように用いられる。

神代九段本書 一三九頁「以斫仆喪屋（喪屋を斫り仆せつ）」

応神九年四月 三六九頁「以毆仆甘美内宿禰（甘美内宿禰を毆ち仆して）」

仁徳六七年一〇月 四一五頁「仆死（仆れ死ぬ）」

雄略一二年一〇月 四八九頁「顛仆於庭（庭に顛仆れて）」

天武七年二月 四三三頁「每村多仆壞（村毎に多く仆れ壞れり）」

一方、「倒」は類聚名義抄に「タフル・クツガヘル・クツガヘス・サカシ・サカサマ・カタブク・カヘリテ・アフ」の訓を持つが、日本書紀では以下のように用いられている。

神代九段本書 一三九頁「倒植於地（倒に地に植てて）」

神代九段第一 一四五頁「斫倒喪屋（喪屋を斫り倒す）」

神代十段第一 一七一頁「倒映人咲之顔（倒に人の咲める顔映れり）」

神武戊午年六月 一九五頁「倒立於庫底板（倒に庫の底板立てり）」

神武元年正月 二一五頁「諷歌倒語（諷歌倒語）」

武烈四年四月 一五頁「斫倒樹本（樹の本を斫り倒して）」

敏達十四年三月 一五一頁「斫倒其塔（其塔を斫り倒して）」

齐明六年十月 三四七頁「紆彼倒懸（彼の倒懸を紆べ）」

※危急の意の「倒懸」を「せままれる」と訓じた例
以上のように、神武紀の「倒」は動詞「タフス」の例ではなく「サカシマ」と訓じられる。神武紀と景行紀には「タフス」の表記として「倒」「仆」は用いられず、「僵」のみが両紀のみに共通して用いられることが注目される。

4 「洲」は、雄略紀の百濟「汶洲王」（二例）を除けば、β群

にしか用いられない。それも神代紀上下・神武紀・景行紀・天武紀下とβ群に限定的に用いられている。

神代紀上の用例は、淡路洲（あはちのしま）、大日本日本。此云耶麻騰。下皆效此。豊秋津洲（とよあきづしま）、伊豫二名洲（いのふたなのしま）、筑紫洲（つくしのしま）など、「しま」と訓じられる例が五八例あり、これら「固有名+洲」で「洲」を「しま」と訓む例はすべて第四段の国生みの段での用例である。また、「大八洲國」（おはやしまのくに）の表記で、「洲」を「しま」と訓み、「國」を続ける例が、第四段二例、第五段二例、第八段一例と全五例存する。

ところが、以下のように「洲」を「くに」と訓まれる例もが四例存する。杉浦克己氏一九九五で確認した諸本の訓も付記するが、確認できるものはすべて「くに」と訓まれている。

神代一段本書 七七頁 洲壤（くにつち） 浮漂 弘安本・乾元本・丹鶴本・水戸本・寛文版本

神代四段本書 八一頁 産生洲國（くにつち） 弘安本・乾元本・丹鶴本・水戸本・寛文版本

神代六段本書 一〇三頁 構幽宮於淡路（あはち）之洲（くに） 弘安本・乾元本・水戸本・寛文版本

神代六段第一 一〇九頁 令降於筑紫洲（つくしのくに）

弘安本・乾元本・水戸本・寛文版本

第三例はイザナキ・イザナミの鎮座地・第四例は宗像三女神の鎮座地としての淡路之洲・筑紫洲を「くに」と訓じた例である。

神代紀下では以下の二例が見られる。

神代一段本書 一八五頁 彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。崩於西洲（にしのくに）之宮。

神代一段第一 一八七頁 後撥平天下。奄有八洲（やしま）。故復加號。曰神日本磐余彦尊。

第一例は、杉浦克己氏一九九五で確認すれば、弘安本・乾元本・丹鶴本・水戸本・寛文版本、いずれも「くに」と訓じられている。第二例は、第四段のような「固有名+洲」ではなく、「大八洲國」とも異なるが、四字句による構句を意識した表記かも知れない。

歴代巻での用例は、以下、神武紀・景行紀・天武紀の三巻のみとなる。

神武戊午年四月 一九三頁

乃還更欲東踰膽駒山、而入中洲（うちつくに）。

神武戊午年六月 一九五頁

既而皇師。欲趣中洲（うちつくに）。

神武己未年三月 二二三頁

雖邊土未清、餘妖尚梗、而中洲之地（うちづくに）、無

復風塵。北野本・寛文版本、「シマノクニ」伊勢本

神武三一年四月 二二五頁

由是、始有秋津洲（あきづしま）之號也。

景行前紀 二八三頁

母皇后曰日葉洲媛命（ひばすひめのみこと）。

景行二八年二月 三〇一頁

是以。西洲（にしのくに）既謚。百姓無事。

天武二二年正月 四五七頁

詔曰「明神御大八洲倭根子天皇（あきつみかみとおほや
しましらすやまとねこのすめらみこと）勅命者。諸國可
國造郡司及百姓等。諸可聽矣。

景行紀の「日葉洲媛命（ひばすひめのみこと）」は措くとし
ても、歴代卷では、神武・景行・天武のみに用いられることが
注目される。

天武紀の例は、令制への先例と見るよりも、むしろ令制に基
づくと思われるであろう。公式令・詔書式に「明神御大八州天
皇詔旨云云。咸聞」（思想大系「律令」三六五頁）とあり、『令
集解』の当該条では「古記」が神代紀第四段本書「因間陰神曰。

汝身有何成耶。……次生吉備子洲。由是。始起大八洲國之號焉。」

（国史大系「令集解」七七四～七七五頁）を引いている。「古記」
があることから、この条は大宝令にも存したと見て良いだろう。
しかし、孝徳紀では以下のように、「大八嶋」を用いている。
巨勢大臣の賀詞の例である。

孝徳白雉元年二月 三一五頁 爰有白雉。自西方出。乃是。
陛下。及至千秋萬歲。淨治四方大八嶋。

このことから、孝徳紀の一例ではあるが、α群では「大八嶋」、
β群（神代紀・天武紀）では「大八洲」が用いられていること
が確認される。このことと、『古事記』が、本文では「大八嶋」
を用いるが、序文では「飛鳥清原大宮御大八州天皇御世」と用
いることを考え合わせれば、『古事記』の本文は、原資料にあつ
た「大八嶋」を用いたが、序文の書かれた和銅五年には令制に
則して「大八州」を用いた可能性が高い。但し「洲」でなく「州」
が用いられるが、天武天皇を「州」で書いた例は、『続日本紀』
天平八年十一月十一日に「飛鳥淨御原大宮御大八州天皇」（国
史大系一四一頁）の例がある。これは宣命の用例ではないが、
『続日本紀』での「州」の唯一例である。これ以外は『続日本
紀』の用例はすべて宣命中の例であるが、早い段階は「嶋」、
のちに「洲」という傾向が見られる。まず、第一詔では以下の

ように「嶋」が専用される。

文武天皇元_止697年八月十七日第一詔

現御神_止大八嶋國所知天皇_{大命}・弥繼繼_奈大八嶋國將知次_止・

現御神_止大八嶋國所知倭根子天皇_命

続いて、第五詔では、「嶋」と「洲」が混用される。

神龜元_止724年二月四日第五詔

現神大八洲_止所知倭根子天皇・大八嶋國所知倭根子天皇・平

城大宮_奈現御神_止坐而大八嶋國所知而

その後、天平元_止729年八月の第六詔以降、天応元_止781年四月の第

六一詔までは一例を除き一四例が一貫して「大八洲」の表記となっている。唯一の例外は第一三詔の混用例のみである。

天平勝宝元_止749年四月朔日第一三詔

加以挂畏近江天津宮大八嶋國所知_之天皇_{大命}_止奈良宮大八

洲國所知_自我皇天皇_止

以上、『古事記』『続日本紀』の例に照応させても、「大八嶋」

が古く「大八洲」が新しく、「大八洲」は大宝令以降定着した

表記であると言うことができよう。この例は、β群の執筆を文

武二年以降と見なした拙稿二〇二三の補強に繋がるものである。

「洲」を「くに」に充てた例に関して言えば、『正字通』に「洲、

説文、本作_レ州、水中可_レ居日州、後人加_レ水以別_三州縣字_一。」

とあり、「州」と通用することが確認される。『日本書紀』では

「州」は、「彌州流」のような百濟人名、「州柔」のような百濟

地名をはじめ、百濟の固有名詞表記に用いられる例は、α群 卷

一七・一八・一九・二七、β群（卷九）に共通して用いられるが、

行政区画としての用例はα群に限定される。この中、「萊州」（卷

二五）「括州」（卷二六）「越州」（卷二六）「沂州」（卷二七）は

中国地名の例である。それ以外の二例は、以下の通りである。

繼体元年二月 二三頁 每_レ州安_三置三種白髮部_一。言三種者。

一 白髮部舍人。二 白髮部供膳。三 白髮部靱負也。

天智二年二月 三五七頁 新羅人燒_三燔百濟南畔_一州_{よつと}。

第一例は、清寧二年二月（五〇五頁）の「天皇恨無子、乃遣

大伴室屋大連於諸國、置白髮部舍人・白髮部膳夫・白髮部靱負。」

に対応する記事であるが、清寧紀には「国」とあり、「州」が「く

に」の義で用いられていることは確かである。

第二例の「百濟の南の畔の四州」とは、『三国史記』『新羅本

紀』に照らせば、文武王三年二月に「欽純・天存領兵、攻取百

濟居列城、斬首七百余級。又攻居勿城・沙平城降之。又攻德安

城、斬首一千七十級。」とある傍線部の四城に相当することが

わかる。

この意味に於いて、α群は「州」、β群は「洲」という使い

分けが確認される。

以上、大宝令を前後として、「大八嶋」から「大八洲」への転換が為された結果、a群・古事記本文・文武元年第一詔では、「大八嶋」が残り、β群・古事記序文・第六詔以降の詔では「大八洲」が用いられたことを確認した。β群において神代紀・神武紀・景行紀・天武紀にのみ用いられることに留意しておきたい。

5 「出其不意」と「則曾不血刃」

景行紀の以下の表現について考えてみたい。

a 景行一二年一二月 二九一頁

犯^{おかし}二不意之處^{おかし}一、則曾不^{かつテサレ}レ血刃^{ちぢふは}、賊必自敗。

これは『日本書紀』中、以下のような類似表現がある。

b 神武戊午年四月 一九三頁 則曾不^{かつテサレ}レ血刃^{ちぢふは}、虜必自敗矣。

c 神武戊午年十一月 二〇七頁

出^い二其不意^{ふし}一、則破之必也。

d 仲哀八年九月 三三七頁 則曾不^{かつテサレ}レ血刃^{ちぢふは}、其國必自服矣。

a b dは「則曾不血刃…必自…」が共通するが、aの「犯^{おかし}二不意之處^{おかし}一…賊必自敗」はcと、aの則曾不^{かつテサレ}レ血刃^{ちぢふは}、賊必

自敗」はbと表現の共通性が見られる。cについて『書紀集解』

は以下の『晋書』王舒伝を挙げる。

晉書卷七十六・列傳第四十六・王舒・二〇〇二頁

出其不意、遂破之。

類似表現は、『梁書』『魏書』などにも散見するが、以下の『隋書』の例に注目したい。

隋書卷三十七・列傳第二・梁睿・一二六頁

吾當出其不意、破之必矣。

これは「破之必」までも一致しており、『隋書』に学んだ可能性も考えられるが、小島憲之氏一九六二に拠れば、『日本書紀』の『隋書』利用は、卷一四・一五に限定されている。ともにa群であり、β群には一切利用はない。これも神武紀の成立を考える上で一つの手がかりとなるかも知れない。述作者が『隋書』のこの表現を記憶して自由に使使することができたという可能性が残される。

四 神武紀と景行紀にのみ共通する表現

続けて、神武紀と景行紀のみに用いられる表現について列挙する。

6 「梟帥」

神武紀の「八十梟帥」、景行紀の「熊襲梟帥」「川上梟帥」等、神武紀（八例）と景行紀（二二例）にのみ用いられる語である。『書紀集解』が『文選』巻第四十一、李陵「答蘇武書」の「斬其梟帥」を挙げるように、この語は『文選』の知識に拠ったものであることが認められる。

7 「菟狹川上」

神武甲寅一〇月 一九一頁 行至筑紫國菟狹。菟狹者地名也。此云宇佐。時有菟狹國造祖。號曰菟狹津彦。菟狹津媛。乃於菟狹川上。造一柱騰宮而奉饗焉。

景行一二年九月 二八九頁 唯有殘賊者。一曰鼻垂。妄假名號。山谷響聚。屯結於菟狹川上。

景行紀が先に書かれたという仮定に立てば、景行紀に登場する菟狹を踏まえて、神武東征の構想にも宇佐が取り込まれた可能性が残される。

8 「由此而起也」

神武戊午年九月 一九九頁 墨坂置^{おこし}煉炭^{すみ}。其女坂・男坂・墨坂之號、由此而起也。

景行一八年七月 二九七頁 名曰八女津媛。常居山中。故八女國之名、由此而起也。

「地名之號（名）、由此而起也」という構文は、書紀中この二例のみであり、同一述作者の手に成るか、一方が多方に学んだかのいずれかの可能性が極めて濃厚な表現である。

9 「所據……要害之地、故……」

神武戊午年九月 一九九頁 賊虜所據、皆是要害之地。故道路絕塞、無處可通。

景行十二年九月 二八九頁 以多掠人民。是四人也、其所據並要害之地。故各領眷屬。爲一處之長也。

「要害之地」の例は、他に以下三例が求められる。

欽明五年一二月 九一頁 「聖明王の言」新羅安羅。兩國之境。有大江水。要害之地也。

欽明一七年一月 一一七頁 「百濟王子惠婦国記事」衛送彌弓。彌弓津名。因令守津路要害之地焉。

欽明二三年六月 一二二頁 「天皇の新羅非道に対する報復宣言」全新羅王將戮之者、授新羅要害之地。

持統前紀（天武元年）四八五頁 廼分命敢死者數萬。置諸要害之地。

神武紀と景行紀はともに賊の拠点を要害之地と表現し、直前の「所拠」、直後の接続語「故」も共通する。それに対して、欽明紀はすべて半島関係記事であり、持統前紀もまた、神武紀・景行紀と文脈を異にしている。これも8と同様な可能性が高い。

10 「年月＋移動＋国名＋起行館（宮）以居之。是曰（謂）宮名」

も神武紀と景行紀のみに用いられる表現である。神武乙卯年三月（一九一頁）と景行二年一月（二九一頁）に見える。

春三月甲寅朔己未。徙入吉備國、起行館以居之。是曰高嶋

宮。

十一月。

到日向國、起行宮以居之。是謂高屋

宮。

前後の構文も同一であり、一方が他方を参照して書いたものと見て間違いない。

以下、短句であるが列挙すれば、11～15の通りである。

11 「賊衆」

神武己未年二月 二二一頁 賊衆戰死而僵屍、枕臂處呼爲

類枕田。

景行四〇年是歲 三〇五頁 則悉焚其賊衆而滅之、故號其

處曰燒津。

12 「賊虜」

神武戊午年九月 一九九頁 賊虜所據、皆是要害之地。

景行十二年一〇月 二九一頁 時賊虜之矢、橫自山射之。

13 「毒氣」

神武戊午年六月 一九五頁 時神吐毒氣、人物咸瘁。

景行二八年二月 三〇一頁 ……濟神、皆有害心、以放毒

氣、令苦路人。

14 「必勝」

神武戊午年一月 二〇七頁 皇軍攻必取、戰必勝。

景行四〇年七月 三〇三頁 所向無前、所攻必勝。

15 「猛卒」

神武戊午年一〇月 二〇三頁 而選我猛卒、與虜雜居。

景行二年一〇月 二九一頁 因簡猛卒、授兵椎。

以上の一五例からは、同一述作者の手に成るか、一方が他方に学んだかのいずれかを決定しがたい例であるが、次の例は神

武紀の前に景行紀が存したことを示唆する貴重な例と言える。

16 「踝」

神武戊午年八月 一九七頁 時陳其屍而斬之。流血沒踝。故號其地。曰菟田血原。

景行二年一〇月 二九二頁 悉殺其黨。血流至踝。

…… 亦血流之處曰血田也。

既にこれについては拙著二〇一一で『豊後国風土記』と景行紀との先後関係を考察する材料とした。『豊後国風土記』は景行紀と同じ文脈であるが、傍線部が異なっている。

豊後大野郡二九四頁 悉誅殺。流血沒踝。…… 亦流血之處。曰血田也。

景行紀「血流至踝」については、以下に先例がある。

『陳書』卷八列伝第二「侯安都」(中華書局本一四七頁)

(安都) 躬自接戰、為流矢所中、血流至踝。

『南史』卷六十六列伝五十八「侯安都」(中華書局本一六二頁)

安都躬自接戰、為流矢所中、血流至踝。

しかし、この侯安都伝の例は、身体の上から流れ下った血が踝まで垂れたという文脈であり、景行紀の文脈は大勢の賊か

ら流れ出た大量の血が踝までをも浸したので血田というのであって、既に井上通泰氏一九三五・小島憲之氏一九六二に指摘されるように「血流至踝」では文脈に合わない。小島氏一九六二(六五四～六五五頁)は、

これも神武紀・景行紀の述作以後、それらによつた風土記が景行紀を底本として血田の記事を作り、それにみえる「血流至踝」の類句として神武紀の句を借用したまでである。

…… (なほ日本書紀の成立過程に於て、神武・景行二紀は文辭その他にかなりの類似があり、同一人の潤色を思はせるふしがある。)

とする。拙著では、『南史』の以下の記事を挙げて、

『南史』卷十七列伝第七「劉康祖」(中華書局本四八九頁)

康祖率厲將士、無不一當百、魏軍死者太半、流血沒踝。矢

中頭而死、於是大敗、擧營淪覆、免者裁數十人。

景行紀は『陳書』乃至『南史』「侯安都伝」に見える語句を採択しているが、それでは文脈に齟齬が生じてしまう。それを

『南史』「劉康祖伝」或いは、これに学んだ『神武紀』によって正したのが『豊後』であると見るのが自然であろう、と述べ、こうした例は、『肥前』と『神功紀』の間にも見られることから、西海道甲類風土記の述作者は日本書紀β群の述作者よりも漢籍

の造詣が深く文章に通じていたことの根拠とした。なお、この語は、徐彦『春秋公羊伝注疏』にも見えるが、成立時期から、『日本書紀』や『風土記』が参照したとは考えられない。

ともあれ、ここで改めて問題となるのは、景行紀と神武紀の成立過程である。旧著では安易に傍線部のように述べてしまつたが、改めて考えれば、神武紀は景行紀の表現の齟齬を正したと見ることもできるのではないかと言うことである。とすれば、これは景行紀が先に書かれ、それを見て神武紀が書かれたと見るべきで、同一述作者が、かつて用いた表現を後に正したと見るよりも、景行紀の述作者が犯した齟齬を神武紀の述作者が正したと見るべきであろう。それは、後述する神武紀と景行紀の漢文述作能力の問題とも重なる。

五 神武紀と景行紀に共通するβ群専用表現

「國色」は、神代下・神武・景行・応神にのみに、「直指」は、神武・景行・神功・仁徳・推古にのみに、「痛甚」は、神武・景行・推古のみに、「是其縁也」は、神武・垂仁・景行・応神に、「而歌之曰」は、神武・景行・神功・応神（二例）・允恭（二例）と用いられ、β群に専用される。

「爲人」は、α群β群ともに用いられるが、「其爲人」は、神武・垂仁（二例）・景行・神功・応神（二例）・仁徳とβ群に専用される。また「爲人也」は、神武己未年二月（二一〇頁）「其爲人也。身短而手足長。」景行四〇年七月（三〇三頁）「汝爲人也。身體長大。」と類似表現がある。他に垂仁七年秋七月（二六五頁）「其爲人也。強力以能毀角申鉤。」が用いられるのみである。

「使徴」は主語が天皇である例は、神武戊午年八月（一九七頁）「天皇使徴兄猾及弟猾者」、景行一八年四月（二九五頁）「天皇先使徴兄熊。」のみである。他に、構文は異なるが、継体二三年三月（三九頁）「阿利斯等、嗔其變服、遣使徴還。」があるが、半島関係記事である。

神武紀・景行紀のみの使用ではないが、以上の例もこの二巻がβ群の中において、特に親縁な関係にあることの徴証とみることができるといえる。

六 神武紀・景行紀の『漢書』高帝紀の利用

既に、小島憲之氏一九六二が、景行紀と神武紀における『漢書』高帝紀の利用について述べられている。それを確認しつつ、いささか新見を加えたい。

まず、景行紀の例は以下の通りである。高帝紀の引用及び頁は中華書局本に拠る。

a 景行一二年九月 二八九頁 願急擊之、勿失。於是、武諸木等。

b 景行二七年一二月 二九九頁 于時也更深入闌。うすみき川上梟帥且被酒。にほひにさしめ

c 景行二七年一二月 三〇一頁 然後。遣弟彥等。悉斬其黨類。無餘噍。のこりもの

d 景行四〇年七月 三〇一頁 仍如封地。まめふしとよさすくはくし

e 景行四〇年七月 三〇三頁 嘗西征之年。賴皇靈之威。提ひきださ三尺劔けん。擊熊襲國。

a は「急擊之、勿失。於是饗士、旦日合戰。」(二四頁)とあり、高帝紀の利用は確実視される。b「闌」は、高帝紀の例は「酒闌」(四頁)であるが、注に、文類曰「闌言希也。謂飲酒者半罷半在、謂之闌。」(五頁)とあり、この訓話に拠ったと考えられる。「被酒」は、高帝紀に「高祖被酒」(七頁)とあり、注に、師古曰「被、加也。被酒者、為酒所加。被音皮義反。」(七頁)とある。こゝも連続して高帝紀の字句を訓話も踏まえて利用したと考えられる。c は、高帝紀に「嘗攻襄城、襄城無噍類。」(一六頁)とあり、注に、如淳曰「噍音祚笑反。無復有活而噍

食者也。青州俗呼無子遺為無噍類。」(一七頁)とある。これは神武紀・斉明紀にも以下の例がある。

f 神武戊午年一〇月 二〇五頁 一時殺虜。々無復のこるもの噍類者。のこるもの

g 斉明六年九月 三四五頁 新羅恃力作勢。不親於隣。引構唐人。傾覆百濟。君臣總俘。略無噍類噍類者。のこるもの

小島氏は斉明紀は他に『漢書』を引く例がなく、記憶によって書いたとされるが、百濟からの上奏中の表現であり、百濟滅亡を述べている。百濟側の資料に依拠した可能性も残される。

d は、高帝紀に「沛公如薛」(一四頁)とあるが、これも、注の師古曰「如、往也。他皆類此。」(一四頁)を踏まえたものと見られる。なお、「如」は『日本書紀』全二八六例用いられるが、その中「往」の義で用いられる例は九例、記紀風土記万葉中でも他に一例『古事記』に用いられるに過ぎない(拙著一九九四・一八〇頁)。「日本書紀」の例も、卷六・卷七(二例)・卷九・卷一一・卷二二・卷二三・卷二八・卷二九とβ群専用であるが、β群にあっても、卷一・卷五、とりわけ神代紀・神武紀・欠史八代には用いられていないことに留意しておきたい。

e は、高帝紀に「吾以布衣提三尺取天下」(七九頁)とあり、注には、師古曰「三尺、劔也。下韓安國傳所云三尺亦同、而流

俗書本或云提三尺劍、劍字後人所加耳。」(七九頁)とあるので、むしろ師古注に依拠した表現と見られる。

神武紀の次の例も高帝紀に依拠したことが指摘されている。

h 神武戊午年九月 一九七頁 已而弟猗大設^し牛酒^し。以勞

饗皇師焉。天皇以其酒穴。班賜軍卒。

i 神武戊午年一〇月 二〇五頁 今魁賊已滅。而同惡者。

匈奴^{こつ}數十數群。其情不可知。

j 神武戊午年一二月 二〇七頁 皇軍攻必取、戰必勝。

hについて、小島氏は、高帝紀の「秦民大喜、爭持牛羊酒食、獻享軍士。」(二三頁)を挙げるが、むしろ「沛中空縣皆之邑西獻。」(七四頁)の注に、如淳曰「獻牛酒也。」(七五頁)の方が適切であろう。酒穴も『書紀集解』(二七八頁)は、高帝紀の「以十月賜酒肉」(三四頁)を挙げる。「酒穴」は、書紀中では他に持統五年六月に一例「禁斷酒穴」(五一頁)と用いられるのみである。iは、高帝紀「天下匈奴」(六四頁)とその注に、師古曰「匈奴、喧擾之意。」(六四頁)とあり、これも師古注によつて訓詁を学んで使用した例であらう。なお、「喧擾」の語も以下のように『日本書紀』中も神武紀にのみ用いられる語であり、師古注に依拠した可能性がある。

神武戊午年六月 一九五頁 夫葦原中國猶聞喧擾之響焉。

聞喧擾之響焉。此云左擲寛利奈離。

iは高帝紀に「戰必勝、攻必取、吾不如韓信。」(五六頁)とあることが、古典大系二〇六頁頭注に指摘される。『書紀集解』二九八頁は『史記』高祖本紀を引くが、小島憲之氏一九六二・三二五頁「史記・漢書一致もしくは類似の文はすべて漢書を潤色したとみなすべきである」の言にしたがえば、ここは『漢書』からの引用と見られる。なお「必勝」の語、書紀ではもう一例景行紀にあるのみである。

景行四〇年七月 三〇三頁 猛如雷電。所向無前。所攻必勝。

小島氏の指摘にはないが、高帝紀に学んだ可能性が残されるものを検討する。

k 景行四〇年是歲 三〇九頁 至膽吹山。々神化大蛇當道。

爰日本武尊。不知主神化蛇之謂。是大蛇必荒神之使也。

既得殺主神。

「大蛇當道」の類似表現を高帝紀に求めれば以下の通りである。

高祖被酒^{たか}夜徑澤中、令一人行前。行前者還報曰「前有^た大蛇當徑、願還。」高祖醉、曰「壯士行、何畏。」乃前、拔劍斬蛇。蛇分為兩、道開。行數里、醉困臥。後人來至蛇所、有一老嫗夜哭。人問嫗何哭、嫗曰「人殺吾子。」人曰「嫗

子何為見殺。」嬬曰「吾子、白帝子也、化為蛇、當道、今者赤帝子斬之、故哭。」(七頁)

既に『書紀集解』五〇六頁は、波線部のみを引いているが、波線部の「化為蛇、當道」のみならず、傍線部「大蛇當徑」とセツトで参照したとみるべきであろう。白帝子が蛇と化すことも山神が蛇と化すことと共通する。bの「被酒」とも近接していることからここに依拠したと見られる。

1 「所不快」は、神代紀と景行紀に例がある。

神代上四段本書 八一頁 及至產時、先以淡路洲爲胞。意所不快。故名之曰淡路洲。

景行四年二月 二八五頁 今不勝皇命之威、暫納帷幕之中。然意所不快。

これは高帝紀に「取上素所不快」(六一頁)とあり、注に師古曰「言有舊嫌者也。」(六二頁)とある。

m 「殘賊」は、神代下に一例、景行紀に二例が用いられる。

神代下九段第一 一四三頁 有殘賊強暴横惡之神者。

景行二年九月 二八九頁 唯有殘賊者。一曰鼻垂。

景行二年九月 二八九頁 二曰耳垂。殘賊貪婪。

屢略人民。

先に引いた「嘗攻襄城、襄城無噍類。」の直前に「項羽為人

慄慄禍賊。」(一六頁)とあり、その注に、師古曰「慄、疾也。悍、勇也。禍賊者、好為禍害而殘賊也。慄音類妙反、又匹妙反。悍音胡旦反。」とある。cの典拠である高帝紀の「無噍類」と近接するとともに、aに挙げた高帝紀の「急擊之、勿失。於是」を典拠とする景行十二年九月の夏磯媛の啓の中にも用いられることから、これも高帝紀の師古注に学んだ語である可能性が高い。

また、直接依拠したか否かはさておき、『日本書紀』中、神武紀にのみ用いられる語で高帝紀にも用いられる語には、「會戰」「流矢」「連戰」「勇力」「明達」「急攻」「大丈夫」があり、また神武紀にのみ用いられる「定功行賞」の類似表現には「定功行封」(六一頁)がある。

「酒酣」は顯宗記にも見え、神武紀を含めて『日本書紀』中、二例が認められる。『書紀集解』は、『史記』高祖本紀を引くが、むしろ『漢書』の「發沛中兒得百二十人、教之歌。酒酣、上擊筑。」(七四頁)を引くべきであろう。師古注に「酣、洽也、音胡甘反。」とあり、ここに学んだ可能性も残される。

また、上述以外に景行紀のみに用いられる語で高帝紀にも用いられる語は「禍害」が確認される。

小島憲之氏一九六二には、景行紀が潤色に用いた漢籍は『漢

書』のみが指摘されるが、神武紀は『漢書』とともに『文選』が指摘されている(四〇二頁)。神武紀・景行紀とも『漢書』高帝紀を盛んに利用したことが認められ、これは他巻には見えない特徴となっている。それが長文ではなく短句の利用であること、師古注の利用も認められることから、両巻の述作者が『漢書』高帝紀を学んだ経験を持ち、その訓詁も含めて相応の造詣を有していたことが推し量られる。

七 神武紀と景行紀の漢文書記能力

先に引いたとおり、横田氏一九八四は、神武紀と景行紀は、共通の筆者ないし編者が、天武朝ないし文武朝に編修・記述したものと推定した上で、それを元に最終的段階では、別の人が巻三・巻七を別々に文飾を加えたと推定した。この推定の大きな根拠は、巻七とは異なり、巻三の方が、特に念入りの文飾が施され、極度にむずかしい莊重・嚴肅な語が選ばれているという点である。

極度にむずかしい莊重・嚴肅な語とは、横田健一氏一九八四・一六三頁に列挙される一五例である。今それを古典大系の頁とともに挙げれば以下の通りである。

189「意確如也」「遼邈之地」「猶未霑於王澤」・193「傲之於孔舍衛坂」「乃運神策於冲衿」・195「人物咸瘳」・199「墨坂置燎炭」・203「隨水嶮喝」・205「今來目部歌而後大晒」・207「吾則駟馳勁卒」・211「益懷蹶蹶」「夫長髓彥稟性愎恨」・213「蓋國之填區乎」・213「峻峙搏風於高天之原」・215「初天皇草創天基之日也」

これに対して、景行紀のみに用いられる四例を以下のように挙げている。

289「殘賊貪婪、屢略人民」・293「而返家以多設醇酒」・299「善射者」(三例)・311「卷甲戡戈、愷悌還之」「隙、難停」
 この中、「卷^{マキ}甲^カ○戡^ウ戈^カ」「愷悌^{いかにと}カヘル」は、既に太田善磨氏一九六二・一九七〇に詳細な調査があるように、「古事記」序に「愷悌歸於華夏。卷旌戡戈。」と類似句がある。

神武紀が景行紀に比して、極度にむずかしい莊重・嚴肅な語が用いられているということに関連して、以下に引く、小島憲之氏の発言は重く受け止めなければならないだろう。

他の漢籍語に比してより多くの文選語(特にその賦)が、神武紀全体にわたつてみえることがわかる。(四四五頁)

こうした語句は直接文選を机上に置いてパラパラそれをめくりながら見つけたものばかりではなく、平生より省試そ

の他の関係上、熟知してゐたものもあり、一般にその出典は「間接的」とも云へる。(四四六頁)

こうしたことから、神武紀の述作者がより漢籍語に通曉していたことが窺える。

続いて、神武紀と景行紀の倭習を確認したい。漢語漢文で述作することを意図して書かれた以上、倭習の存在は、漢文書記能力を確認する手立てとなるとともに、筆癖を確認するのに有効だからである。

「宜」は、神武紀一一例、景行紀三例が用いられるが、β群中、「宜」の語順の誤用は、神代上下と神武紀に限定される。神武紀の例を確認したい。

a 神武戊午年六月 一九五頁

宜汝更往而征之。汝更往きて征て

これは、「其汝宜往而征之」とあるべきであり、五井蘭洲『刪正日本書紀』も同様に朱を入れている。

b 神武戊午年九月 二〇一頁

宜今當取天香山壇。以造天平瓮。而祭天社國社之神。

今當に天香山の壇を取りて、天平瓮を造りて、天社國社之神を

祭れ。

これは語順ではなく、同義の「宜」と「當」の重複例であるが、五井蘭洲は「今當」を消している。

c 神武戊午年九月 二〇一頁

宜汝二人。到天香山。潛取其巔土。而可來旋矣。

語順の誤用で、蘭洲は「汝二人。宜到天香山……」と朱を入れている。

同様な「宜」の誤用は、神代紀にも二例が確認される。

d 神代四段第一 八三頁 宜汝往脩之。

e 神代九段第一 一四七頁 宜爾皇孫、就而治焉。

神代紀と神武紀には、長文の漢籍からの潤色が少なく、語句単位の漢籍語(横田氏の所謂「極度にむずかしい莊重・嚴肅な語」)が多用されるという共通点もある。小島憲之氏は「漢籍の語句を自家薬籠中に収めてゐた証拠」であるとして、以下のように述べている。

直接に典故語を含まない巻は、換言すれば、典故語を頭の中にたたき込み、自由にこれを筆で操つたことになり、寧ろ文筆に巧な者の筆によるとも云へる。(四一五頁)

長い語句をもたない、「出典文」の少ない神代紀にかへつて訓詁を要する漢籍語の多いことがわかる。(四三八頁)

これは、神武紀にも適用されることで、漢籍語の利用について

て、神代紀と神武紀は同様な傾向を持ちながら、「宜」の用法については同じ誤謬を犯していたことになる。

八 小結

「令」は、神武紀四例中、二例は動詞「みことのりす」「のりごとす」で、使役の例は二例であるが、誤用例は認められない。神代紀にも一三例あるが誤用は認められない。一方、景行紀二三例中、動詞一例、他は使役に用いられるが、以下六例が明らかに誤用である。傍線部は漢文の兼語式の構文であれば、「令」と動詞の間に置かれなければならない。

景行 二年九月 二八九頁 兼令擣不服之三人。

景行 二年二月 二九三頁 即令從一二兵於己。

景行 二年二月 二九三頁 令飲己父。

景行 二八年二月 三〇一頁 令苦路人。

景行 四〇年七月 三〇三頁 多令苦人。

景行 四〇年七月 三〇七頁 山神令苦王。

「令」についても、神代紀と神武紀が共通する特徴を有し、景行紀は逆に誤用が多いことが認められる。

榎本福寿氏二〇〇二は、従来の氏の区分のⅠ群（卷一・卷二）Ⅱ群（卷三・卷一三・卷二二・卷二三）から、「之」の用法の差異により、Ⅱ群の卷三・卷四をⅠ群に移し、Ⅰ群を卷一・卷四とした。

「之」の用法ばかりではなく、右に述べた漢籍語や誤用の問題からも、神代巻と神武紀には共通する特徴が認められる。景行紀と神武紀が同一述作者の手に成るとすれば、景行紀に認められる「令」の誤用が神武紀になく、神代紀・神武紀に認められる「宜」の誤用が景行紀にはないという現象を説明できない。また、「亦」を文頭に置き「亦＋主語」とする用例も、森博達氏二〇一三・二〇二〇に拠れば、景行紀の九例をはじめ、β群に偏在中で神武紀には見られないことも付け加えることができる。

また、神代紀と卷四の共通点に関しては、森博達氏一九九九も以下のように述べている。

β群は倭習に満ちているが、なかには正格漢文で綴られた箇所もある。それは「神代紀」の一部と卷四の「綏靖紀」

に顕著である。(二七九頁)

さらに巻一―巻四に共通する特徴がある。先に述べたように、「如」は『日本書紀』全二八六例用いられるが、その中「往」の義で用いられる例は九例、巻六・巻七(二例)・巻九・巻一一・巻二二・巻二三・巻二八・巻二九とβ群専用であるが、β群にあっても、巻一―巻五、とりわけ神代紀・神武紀・欠史八代には用いられていない点である。また、森博達氏一九九九が指摘されるところでは、「在」を用いるべき所に「有」を用いた誤用も巻六・七・九・一一・一二・一三・二九とβ群に偏在するが、巻一―巻四及び巻二二・二三には見られない。

以上のことから、β群は、巻五(崇神紀)「ハツクニシラスメラミコト」から書き始められ、巻一三まで書かれた。続いて巻二八・二九(天武紀)が書かれた。最終段階で行われたのは、既に存したα群の巻二二・二三の上書きと、巻一―巻四の述作であったのではないかという見通しを持った。

引用文献・参考文献

古事記の引用は、西宮一民編『古事記新訂版』に拠った(詳細は拙編『古

事記音訓索引』(おうふう、一九九三年)三三三頁【校異】参照。日本書紀の引用は、林勉氏の原文校訂(『日本書紀』中央公論社、一九八七年)に拠ったが、頁・行は古典大系に拠った。風土記の引用は、新編全集『風土記』(小学館、一九九七年)の頁を挙げた(詳細は拙著二〇一一)。

池田昌広『日本書紀』の出典―類書問題再考―拙編『記紀』の可能性(竹林舎、二〇一八年)

井上通泰『豊後国風土記新考』(巧人社、一九三五年)

榎本福寿『日本書紀』の「之」に関する調査研究報告『京都語文九二〇〇二年一〇月』

太田善磨『古代日本文学思潮論Ⅲ―日本書紀の考察―』(桜楓社、一九六二年)

太田善磨『日本書紀』の編修と太安万侶『國學院雜誌七二―一(一九七〇年一月)』後に『論考「記紀」』(群書、一九八一年)所収

葛西太一『神武紀冒頭部の位置付け』古事記年報五七(古事記学会、二〇一五年一月)

葛西太一『景行紀における日本武尊関係記事の構句と表現』古事記学会例会研究発表資料(於学習院女子大学、二〇一八年二月二四日)

河村秀根・益根『書紀集解』(臨川書店、一九六九年)

五井蘭洲(一九六七―一九七二年)『刪正日本書紀』(大阪大学図書館蔵)

小島憲之『上代日本文学与中国文学』上(稿書房、一九六二年)

上代文学会二〇一二年シンポジウム「特集・記紀の成立を考える」加藤謙吉・森博達・瀬間正之・松本直樹 上代文学二一〇(上代文学会、二〇一三年四月)

杉浦克己『六種対照日本書紀神代巻和訓研究索引』(武蔵野書院、一九九五年)

拙稿「漢字で書かれたことば―訓読的思维をめぐって―」国語と国文学第

七六卷五号特集号『文字』（東京大学国語国文学会、一九九九年五月）
 拙稿「古事記は和銅五年に成ったか」上代文学一一〇（上代文学会、二〇一三年四月）

拙著『記紀の文字表現と漢訳仏典』（おうふう、一九九四年）

拙著『風土記の文字世界』（笠間書院、二〇一一年）

拙著『記紀の表記と文字表現』（おうふう、二〇一五年）

谷口雅博「神武天皇と崇神天皇（ハツクニシラスメラミコト）」国文学

五一―（學燈社、二〇〇六年一月）

松本信広『日本神話の研究』（平凡社、一九七二年）初出（同文館、一九三一年）

水野祐著作集1『日本古代王朝史論序説「新版」』（早稲田大学出版部、

一九九二年）旧版は『増訂日本古代王朝史論序説』（小宮山書店、一九五四

年）

水野祐著作集3『日本古代王朝史論各説下』（早稲田大学出版部、一九九三

年）

水野祐『日本古代の国家形成』（講談社、一九六七年）

森博達『日本書紀の謎を解く』（中央公論新社、一九九九年）

森博達『日本書紀の成立の真実』（中央公論新社、二〇一一年）

森博達『文字表現から見た『日本書紀』の成立』上代文学一一〇（上代文学会、二〇一三年四月）

森博達「皇祖神天照大神はいつ誕生したか——『日本書紀』区分論」から史

実を語る——京都産業大学日本文化研究所紀要一九（二〇一四年三月）

森博達『日本書紀』区分論と記事の虚実——季刊邪馬台国一三八（二〇二〇

年七月）

矢嶋泉「ハツクニシラスメラミコト」青山語文一九（一九八九年三月）

横田健一『日本書紀成立論序説』（塙書房、一九八四年）第一章の初出は『日

本書紀』の用語よりみた卷々の特色についての二、三の考察」関西大学東西

學術研究紀要一（一九六八年三月）・第五章の初出は「神武紀と景行紀との比較の問題」『木村武夫先生還暦記念日本史の研究』（ミネルヴァ書房、一九七〇年四月）